

日本のひなた宮崎国スポ・障スポプレ大会 物産展 募集要項

1. 趣旨

令和9年度に開催される「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」のプレ大会が延岡市で開催されるにあたり、来場者等が飲食等を問題なく楽しむことができるよう、ケータリングカー等での実演販売を中心に出展事業者を募集します。

2. 物産展概要

開催日時 令和8年6月13日(土) 10時～17時
令和8年6月14日(日) 10時～15時30分
※ 上記の両日共に出展が可能であることを条件とします。

開催場所 アスリートタウン延岡アリーナ(延岡市大貫町1丁目2849番地)

募集事業者数 6事業者

※ 出展者説明会を令和8年5月25日(月)15時に開催する予定です。 搬入搬出経路や出展者駐車場等の情報については出展者説明会にてお知らせいたします。

3. 運営設備等

出展に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては延岡観光協会が準備するものとし、その他必要な設備等(発電機、給排水設備等)については、出展者が準備するものとします。なお、実行委員会に許可を受けて火気を使用する出展者にとっては、ブース内に必ず消火器を設置してください。

(1)テント(2間×3間)1張(四方幕を含む。)但し、(1)～(3)についてはケータリングカーでの出展の場合には準備をしない。

(2)長机6台以内

(3)椅子4脚以内

4. 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとします。

(1)スポーツ用品

(2)国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ宮崎県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3)郷土物産品

(4)飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、宮崎県保健所で定められた調理法で提供できるものであること。

(5)宅配便

(6)その他延岡市実行委員会が特に必要と認めるもの

5. 出展者条件

出展者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たすものとします。

(1)市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。

ア 第78回国民スポーツ大会以降の国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出展実績のある者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの

ウ その他実行委員会が認めた者

(2)競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出展すること。

(3)法令等により許認可等を要する営業については、当該許認可等を受けていること。

(4)法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

(5)飲食物を販売する出展者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。

(6)納税義務が履行されていること。

(7)延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していないこと。

6. 出展申請

出展希望者は、令和8年5月18日（月）17時までに、次の掲げる書類を添付したうえで出展申請書（様式第1号）を延岡観光協会に提出するものとします。なお、提出方法については持参でも郵送でも構いません。

- (1) 売店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (5) 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

7. 経費の負担

- (1) 物産展の運営に要する経費は、出展者が負担するものとします。
- (2) 出展者は、延岡市実行委員会が定める出展料を負担するものとします。なお、出展料は以下の通りとなります。

出展料 延岡市内事業者 4,000円（移動販売車の場合は2,000円）

延岡市外事業者 8,000円（移動販売車の場合は4,000円）

- (3) 出展を許可された者は、令和8年5月20日（水）までに、延岡市実行委員会が指定する口座に出展料を納付していただきます。なお、振込みに係る手数料は、出展者の負担とします。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、出展料を免除することができます。この場合、出展料の免除を受けようとする者は、出展料免除申請書（様式第7号）を提出し、承認を受けなければなりません。延岡市実行委員会が承認したものに対し、出展料免除決定通知書（様式第8号）を発行するものとします。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、延岡市実行委員会において特に必要と認めるもの。
- (5) 既に納付された出展料は返還できません。ただし、延岡市実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではありません。

8. 出展者の選定及び売店出展許可証の交付

延岡観光協会は、第6の規定により出展申請を行った者について、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものに対して出展許可通知書（様式第5号）をもって通知します。

ただし、出展申請者数が各競技会場の予定出展数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これにより甲乙つけがたいときは抽選を行います。

また、延岡観光協会は出展の許可決定通知をした者に対し、出展料の納付が確認された後、出展許可証（様式第6号）を交付します。

9. 保健所及び消防署への手続き

(1)保健所

臨時営業許可を必要とする出展者は、延岡観光協会から出展者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを延岡観光協会に提出してください。

(2)消防署

延岡市火災予防条例（昭和48年延岡市条例第34号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出展者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があった者について、大会主催者が取りまとめて行うものとします。

10. 出展責任者

(1)出展者は、従事者の中から出展責任者を定め、物産展開催期間は常駐させるものとします。

(2)出展責任者に変更があったときは、直ちに延岡観光協会に報告が必要です。

(3)出展責任者は、延岡観光協会ならびに延岡市実行委員会の指示に従い、店舗運営にあたってください。

(4)食品を取り扱う出展責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者への指導の徹底をお願いします。

11. 禁止事項

出展者及びその従事者は、次に掲げる行為を禁止します。

(1)出展者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2)商品を不当な価格で販売すること。

(3)指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売すること。

(4)指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。

(5)アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

- (6)許可された品目以外のものを販売すること。
- (7)拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8)その他国スポの運営に支障をきたす恐れのある行為をすること。

12. 遵守事項

出展者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1)接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心掛けること。
- (2)延岡観光協会が交付する売店出展許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (3)ブース及びその周辺の清掃は、出展者の責任にもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4)販売品等には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行うこと。
- (5)販売品等の搬入に使用する車両には、延岡市実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は1出展者につき1台とします。
- (6)販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7)実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8)調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9)実行委員会に申告して火気器具等又は燃料等危険物を使用する店舗にあっては、店舗内に必ず消火器を設置すること。
- (10)飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11)天候悪化等の事情により、延岡観光協会又は延岡市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12)その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び延岡観光協会・延岡市実行委員会の指示に従うこと。

13. 管理運営

店舗における販売品等の管理は、出展者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、主催者である延岡観光協会及び延岡市実行委員会は一切の責任を負わないものとします。また、夜間を含め警備は配置しませんので、物品等が紛失した場合も同様に一切の責任は負いません。

14. 事故等発生時の対応

- (1)店舗において、事件又は事故等が発生したときは、出展責任者は、初期対応にあたりとともに、直ちに延岡観光協会に報告し、その指示に従ってください。
- (2)店舗において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに延岡観光協会に報告し、その指示に従うものとします。

15. 許可の取り消し

延岡観光協会は、出展者が次のいずれかに該当したときは、出展許可を取り消すことができるものとします。なお、この場合において出展者は延岡観光協会及び延岡市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出展料の返還を請求することはできません。

- (1)この要項及び関係法令等に違反したとき。
- (2)出展許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3)その他延岡観光協会及び延岡市実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

16. 損害賠償

出展者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負います。

17. 原状回復

出展者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復を必須とします。この場合において、出展者が原状回復を怠ったときは、延岡観光協会及び延岡市実行委員会が当該出展者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出展者に請求します。

18. 補填及び補償

- (1)出展者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を延岡市実行委員会ならびに延岡観光協会に請求することはできません。
- (2)出展者は、天候不良（自然災害を含む。）等、延岡観光協会及び延岡市実行委員会が予測できない理由により出展が中止又は縮小になった場合でも、出展の準備に要した経費等の補償を請求することはできません。

19. 個人情報の取扱い

出展従事者等の個人情報については、延岡観光協会及び延岡市実行委員会が物産展設置運営のためだけに使用するものとし、その他の目的には使用しません。